



7月は同和問題啓発強調月間です 同和問題を正しく理解し、 一人ひとりの人権が 守られるまちをめざしましょう

●問合せ先 人権・同和教育課 ☎72-2111

同和問題啓発強調月間ってなに？

福岡県と各市町村では、同和問題の早期解決をめざして、昭和56(1981)年から毎年7月を“同和問題啓発強調月間”と定め、差別をなくす取組を行っています。

市でも毎年7月に街頭啓発や市民講演会を行い、人権が尊重されるまちの実現をめざしています。

同和問題・部落差別とは？

同和地区に生まれた人は、そこに生まれた、そこに住んでいるというだけで、社会から心理的にも実態的にも不当な扱いを受けてきました。これは、日本固有の人権問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権が、完全に保障されていないという最も深刻で重大な社会問題です。

市では、これまで生活環境の改善の取組や、同和問題解決に向けた科学的な認識を高めていくための教育・啓発を行ってきました。

しかし、インターネットでの誹謗中傷の書き込みや、差別はがきの送付などの差別行為が、今なお起こっています。また、差別落書き事件や戸籍や住民票を不正に取得する事案も発生しており、部落差別は解消されていません。

日本国憲法【第14条】

すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

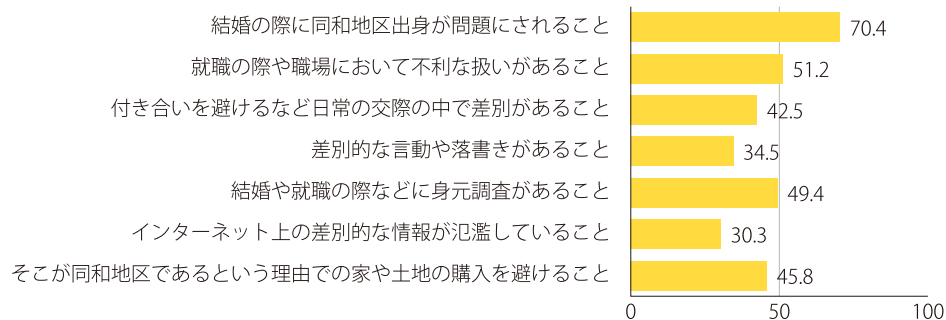
部落差別をなくすためには？

「同和問題(部落差別)はそっとしておけば、自然になくなる」と言う人もいます。しかし、インターネット上では、悪質な書き込みや誹謗中傷などの書き込みが氾濫しています。同和問題を正しく知らない人がこれらの情報に触れたとき、正しい判断ができなければ、新たな差別を生むことにつながりかねません。

私たち一人ひとりが部落差別について正しく学び、差別をなくす一員になることが大切です。

【平成24(2012)年 市民意識調査の結果より(抜粋)】

同和問題に関することで、問題があると思われるのはどのようなことですか。



「結婚や就職の際に受ける差別に問題がある」と多くの人が答えしており、実際にそれらの差別はまだ残っています。おかしいと感じる思いを、差別をなくす行動につなげていきましょう。

小郡市同和問題市民講演会



『一人ひとりが
輝く社会のために』
被差別部落、水俣病、
熊本地震をめぐる人権保障』

講師 花田昌宣さん

まさのり

熊本学園大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長・水俣学研究センター長、熊本県部落解放研究会会長、(福)くまもと障害者労働センター理事長、九州地区部落解放史研究連絡協議会会長

入場無料

7月14日(土) 開演14:00(開場13:30)

小郡市文化会館大ホール

- 要約筆記・手話通訳あり
- 無料託児があります※7月6日(金)までに要申込み
- 主催／小郡市・小郡市教育委員会

2016年4月の熊本地震の際、熊本学園大学では障がいのある人も介助の必要な高齢者も「どなたでもどうぞ」という考えで、避難所での受入れを行いました。この受入れがなぜ可能だったのか。

その背景には、花田さんのこれまでの水俣病への取組、部落問題への取組があります。その核心は何か。

これまでの歩みと課題を重ね合わせ、現在の差別と人権の課題について話します。

福岡県の講演会

未来に差別を残さない

- 期日 7月21日(土)
- 会場 クローバープラザ(春日市原町)
- 内容 ○オープニング 午後1時30分～
「手拍子の花束～みんなでボディパーカッション～」
久留米ボディパーカッションクラブ
○講演 2時20分～
「部落問題と向き合う私たち～結婚差別を乗り越えて～」
講師：石井眞澄さん、石井千晶さん



▲講師：石井眞澄さん
石井千晶さん